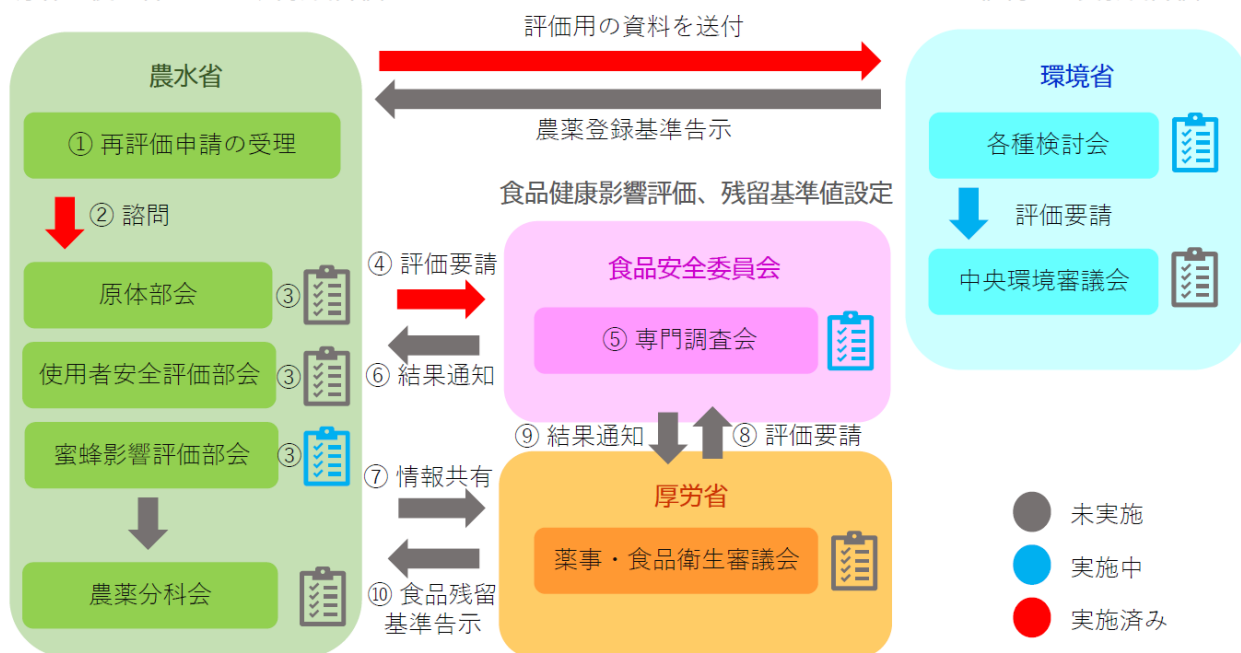


ネオニコチノイド系農薬の再評価進捗状況(更新あり)

2018年に改定された「農薬取締法」に基づき、2021年から農薬の再評価が行なわれています。これまでは製品単位で3年ごとに再登録を行っていたのを廃止し、原体（農薬に使用される物質）単位で15年ごとに見直すというものです。この評価結果に基づき、既登録剤についても原体規格を設定し、ADI（一日許容摂取量：ヒトが毎日生涯食べ続けても安全とされる量）、ARfD（急性参照用量：24時間以内に摂取しても健康への影響がないとされる体重1kg当たりの量）等の毒性指標、農薬の使用基準、残留基準値等の確認または再設定を行なうこととなります。新規登録と同様に、食品安全委員会、厚生労働省、環境省、農林水産省の4府省での再評価が進行しています。ネオニコチノイド系農薬では、アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアメトキサムについてメーカーによる農林水産省への資料提出が完了し、現在評価中となっています。以下、簡略化した模式図で現状を整理します。

原体・使用者安全・蜜蜂影響評価

動植物・水質影響評価



【農水省による再評価申請受理 (①)】

2021年12月：イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド

2022年3月：アセタミプリド、ジノテフラン

【農水省各部会での評価】 <https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/index.html>

2022年12月23日の農業資材審議会農薬分科会で、各部会での審議に回すことが決定し (②)、各部会で評価中です (③)。蜜蜂影響評価部会では、2023年5月26日にイミダクロプリドとチアメトキサム、8月24日にイミダクロプリド、12月24日にアセタミプリドとジノテフランについて、それぞれの曝露影響に用いる数値が以下のように決定しています。影響評価書は非公開ですが、以下の数値に基づいて曝露量推計のため継続審議中です。

イミダクロプリド (5/26 第9回)		チアメトキサム (5/26 第9回)	
成虫	単回接触毒性 48h LD50=0.076 $\mu\text{g ai/bee}$ 単回経口毒性 48h LD50=0.068 $\mu\text{g ai/bee}$ 反復経口毒性 10d LDD50=0.013 $\mu\text{g ai/bee/day}$	成虫	単回接触毒性 48h LD50=0.024 $\mu\text{g ai/bee}$ 単回経口毒性 48h LD50=0.005 $\mu\text{g ai/bee}$ 反復経口毒性 10d LDD50=0.0043 $\mu\text{g ai/bee/day}$
幼虫	経口毒性 72h LD50=8.4 $\mu\text{g ai/bee}$	幼虫	96h LD50=0.23 $\mu\text{g ai/bee/day}$
クロチアニジン (8/24 第10回)		アセタミプリド (12/24 第11回)	
成虫	単回接触毒性 48h LD50=0.044 $\mu\text{g ai/bee}$ 単回経口毒性 48h LD50=0.0037 $\mu\text{g ai/bee}$ 反復経口毒性 10d LDD50=0.0018 $\mu\text{g ai/bee/day}$	成虫	単回接触毒性 48h LD50=99 $\mu\text{g ai/bee}$ 単回経口毒性 48h LD50=11 $\mu\text{g ai/bee}$ 反復経口毒性 10d LDD50=11 $\mu\text{g ai/bee/day}$
幼虫	経口毒性 72h LD50=18 $\mu\text{g ai/bee}$	幼虫	経口毒性 72h LD50 及び 144h LDD50 =4.2 $\mu\text{g ai/bee}$
ジノテフラン (12/24 第11回)			
成虫	単回接触毒性 48h LD50=0.062 $\mu\text{g ai/bee}$ 単回経口毒性 48h LD50=0.013 $\mu\text{g ai/bee}$ 反復経口毒性 10d LDD50=0.010 $\mu\text{g ai/bee/day}$		
幼虫	経口毒性 72h LD50=3.3 $\mu\text{g ai/bee}$		

n h LD50=n 時間での半数致死量 ai/bee=ハチ1頭当たりの有効成分量 n d LDD50=n 日での1日当たりの半数致死摂取量

【健康影響評価】 https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html

現在農水省から食品安全委員会に評価要請済み (2022/12/14) で (④)、[食品安全委員会では農薬第一専門調査会等での調査が予定](#)されています。農薬第一専門調査会 (⑤) では2023年9月11日からイミダクロプリドの食品健康影響評価が行なわれています ([非公開、継続審議中](#))。食品安全委員会の評価結果が厚生労働省に通知された後に、厚生労働省では残留基準値を審議します。

【環境影響評価】 <https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html>

鳥類登録基準設定検討会：2023年5月29日にイミダクロプリドの一部修正基準値案 (非公開) が、11月10日にチアメトキサムの一部修正基準値案 (非公開) とクロチアニジンの基準値案 (非公開) が中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会に諮られることが決定しました。

水域の生活環境動植物登録基準設定検討会：2023年5月15日にイミダクロプリドの一部修正基準値案 (非公開) が、2024年1月31日にチアメトキサムとクロチアニジンの一部修正基準値案 (非公開) が、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会に諮られることが決定しました。

▼再評価の進捗状況はこちらのページで更新されます。

農林水産省「再評価の審査の実施状況」

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/saihyoka/plan.html>

▼再評価制度そのものの問題点については、こちらの論考が参考になります。ぜひご参照ください。

環境脳神経科学情報センター「農薬取締法改正と農薬再評価の問題点」

https://environmental-neuroscience.info/free-papers/entry53.html?fbclid=IwAR3zhTfUMYDXV4tp2DDXnwN78ErI9z00ZocW-By4lw0NOvRtiB0_tW7ReXc

(2024/4 アクト・ビヨンド・トラスト調べ)